**茨木パソコンクラブ　会則**

第１章　総則

第１条（名称および事務所）

　　本会は、「茨木パソコンクラブ」と称し、事務所を会長宅に置く。

第２条（目的および主旨）

　　１．本会は、パソコンの趣味を持つ者が一堂に会し、情報交換を通じ親睦を計ると共に、

　　　　パソコンライフの楽しさを、市民との交流を図りつつ、より多くの人と享受しあっていく

ことを目的とする。

　　　　［具体的な目的］・パソコン操作の基本知識を習得すること。（使い方の勉強）

　　　　　　　　　　　 ・パソコン用途を知ること。（使い道の勉強）

　　　　　　　　　　　 ・その他、パソコンに関する技術情報やイベント情報等の紹介と収集。

　　　２．会の運営に当たっては、会員全員が分担しあい、責任に相応する権限を持って、

　　　　　計画的に進めていく。

　　　３．本会は、基礎～応用知識等に関する講座を開設するが、あくまで情報交換中心の場であり、

　　　　　パソコン教室ではない。

第２章　会員

第３条（入会手続き、および、会費）

　　本会に入会を希望する者は、本会の主旨を理解した上で、入会申込書に必要事項を記入し、

　　入会金および会費を添えて、会長宛に提出すれば、会員になることができる。

　　なお、入会までの見学可能回数は、原則３回までとする。

　［入会金３０００円。会費は、半年４８００円。途中入会の場合は、月割８００円とする。］

納入した入会金・会費は払戻ししないものとする。

第４条（入会後の目標）

　　　『基礎技術』（範囲･程度は別途制定）に定める範囲の基本的知識を、全会員が習得し、

　　　共有して行くことをクラブの目標とする。

　　　その実現のため、各会員の入会１年後の目標は、以下の通りとする。

　　１．少なくとも１つの単元の講習を行いうる実力を身につけること。

　　２．電子メールが使えるようになること。

第５条（資格の喪失）

　　会員は、次の理由により、資格を失う。

　　１．当該年度の会費を、前期分は３月末迄、後期分は９月末迄に納入しなかった時（原則）。

　　２．会員が良識を逸脱した言動や本会の運営を妨げたとして、総会が除名を決議した時。

　　３．長欠による会員は、復活申請後、会長受理により、会員の資格を得ることができる。

第３章　運営

第６条（組織構成）

　　１．以下の世話人にて、運営を行っていく。

　　　　（但し、役割及び人数は原則であり、実状に合わせて世話人会で決めていく）。

　　　　・会長　　（１名）　　1.本会を代表して、会務を統括

　　　　　　　　　　　　　　　2.世話人会での議長役

3.関係機関への手続き、および、外部との折衝

4. 生涯学習センターへの会場予約

　 　　・副会長　（２名以内）1.会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行

　　　　・会計委員（１名） 1.会費の収支および本クラブ資金・資産の管理

　　　　・企画委員（数名）　 1.カリキュラムの計画立案

　　　　　　　　　　　　　　 2.講師の調整

　　　　・進行委員（数名）　 1.例会当日の進行役の設定（司会・出席簿管理・使用報告書の提出）

　　　　・会計監査（１名）　 1.本会の会計監査

　　　　○世話人とは別に、以下の活動を行う。（担当者については、会長指名による）

*・*活動記録の作成、管理

・クラブホームページの管理

　　　　　　・メーリングリスト管理

*・*ｅＯ通信の管理

　　　　　　・鍵当番　原則2名　（毎月交代）

　　　２．任期は１年間とする。但し、任期毎の選出手続きを経ることにより再任は可能である。

　　　３．世話人の選出

　　　　　　・世話人会が、新世話人の候補者を選出し、総会にて承認を得る。

　　　　　　・候補者未定の場合は、総会にて、推薦者を募り、選出する。

　　　　　　・世話人に欠員が生じた場合、世話人会にて、選出する。

　　　４．本会の運営を円滑に進めるため、さらに、次の会を設ける。

　　　　（１）世話人会　　　世話人全員（原則）が参加し、講習のカリキュラム設定、運営全般、

　　　　　　　　　　　　　　および、新企画等に関する審議等を行う。（原則、隔月に１回開催）

　　　　（２）分科会　　　　会員の要望があれば、分科会を設置できる。

第７条（運営方針）

　　１．運営方針については、世話人会で決めて、会員に報告する。

　　２．次の３つを基本原則とする。

（１）本クラブの会員の講師は、特殊な課題について外部講師を委嘱する場合を除き

　　　すべて無償とする。

　　　　（２）本クラブの会員は、講師としての能力があると認められ、委嘱された場合は、

　　　　　　　それを承諾し、自分の得た知識をクラブに提供するものとする。

　　　　（３）基礎講座は、常設とし、単元を設定して、繰り返し実施する。会員は基礎講座に

　　　　　　　含まれる範囲の技法を、習得し、熟練する義務がある。

第８条（例会）

　　月４回、例会を開く。 原則、土曜日の午前9:00～12:00とする。

第４章　総会

第９条（総会の開催）

　　定時総会は、毎年２月～３月上旬に行う（３月中旬迄に公民館へ、会則や会員名簿を提出、

　　および、会計の締めが１月末のため）。臨時総会は、必要に応じ、会長が召集する。

　　なお、定時総会では、以下の事項を審議決定する。

　　１．本会活動の基本方針　　２．組織編成の見直し（会長・副会長・委員の選出）

　　３．決算報告および予算編成（会費およびその使途の見直し）

　　４．会員資格の見直し　　　５．会則の改正　　　６．その他、各委員会が重要と認めた事項

第１０条（議決）

　　定時総会の開催に当たっては、少なくとも2週間前に、審議事項を付して、会員に通達しな

　　ければならない。議事は、出席者(委任状提出者を含む)の過半数をもって決する。

　　可否同数の場合は、議長の決裁に従う。

　　会員は欠席の場合、委任状を提出して代理人に投票を依頼することが出来る。

第５章　会計

第１１条（会計年度）

　　会計年度は、毎年２月に始まり、翌年１月に至る１ケ年とする。

第６章　雑則

第１２条（寄付受付）

　　善意の寄付は、有り難くお受けする。

　　但し、パソコン関連機器などは、保管場所がないため、お断りする場合もありうる。

　第１３条（経過措置）

　　　（１）経過措置の事項があれば、世話人で協議する。

[会則制定および改正の履歴］

平成10年５月１日制定 、平成12年５月６日改正 、 平成13年２月24日改正

平成14年３月９日改正、 平成15年３月15日改正、　 平成17年３月5日改正

平成18年３月4日改正、　平成19年３月３日改正、　 平成22年３月６日改正